

第 7 号議案

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例（平成6年亀岡市条例第5号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年9月5日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用等の公営に関する条例（平成6年亀岡市条例第5号）の一部を
次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に、
同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、
「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その

期日を告示される選挙から適用する。

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における
選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条
例の一部を改正する条例案要綱

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
(1) 選挙運動用自動車の使用の公営について、限度額を次のとお
り引き上げること。

区 分		改正単価	現行単価
一般運送契約以外の 契約	自動車借入れ	15,800円	15,300円
	燃 料 費	7,560円	7,350円

- (2) 選挙運動用ポスターの作成の公営について、限度額を次のと
おり引き上げること。

区 分	改正単価	現行単価
印刷費（ポスター1枚当たり）	525円6銭	510円48銭
企 画 費	310,500円	301,875円

- 2 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後そ
の期日を告示される選挙から適用すること。